

チェックリストの提出方法

- ①表紙で「申請する自治体」に✓を入れる。
- ②共通書類及び申請する自治体(表紙でチェックを入れた自治体)のチェックリストを作成(確認)する。
- ③ファイル名を「01一覧.xlsx」に変更する。
- ④Excelファイル形式で提出する。

※ 共通書類チェックリストは、すべての申請者が記入必須です。

※ 申請する自治体のチェックリストを確認の上、必要な書類を提出してください。

例：埼玉県とさいたま市に申請する場合、①～④のチェックリストを作成(確認)する。

- ①表紙
- ②共通書類チェックリスト
- ③埼玉県チェックリスト
- ④さいたま市チェックリスト

共通書類		チェックリスト	
会社名		事業所名	
県庁建設工事株式会社		浦和支店	
種別	申請の種類		
法人	新規申請		
● 手引165～167ページを確認の上、ファイルに名前を付けて送信してください。 添付した申請書及び書類のチェック欄に✓を付けてください。			
提出ファイル名	チェック欄	書類名	
建設工事	<input checked="" type="checkbox"/>	1 送付票	
02共通	<input checked="" type="checkbox"/>	2 申請地方公共団体申請書(様式A-1)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	3 建設工事請負共通情報(様式B-2)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	4 設計・調査・測量共通情報(様式B-3)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	5 土木施設維持管理共通情報(様式B-4)	
0301	<input checked="" type="checkbox"/>	6 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)(様式C-1)	
0402	<input checked="" type="checkbox"/>	7 建設工事請負個別情報(様式C-2)	
0503	<input checked="" type="checkbox"/>	8 設計・調査・測量個別情報(様式C-3)	
0604	<input checked="" type="checkbox"/>	9 土木施設維持管理個別情報(様式C-4)	
07標本	<input checked="" type="checkbox"/>	10 【法人のみ対象】権限事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ※1、※2	
08法人	<input checked="" type="checkbox"/>	1 【法人のみ対象】法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面)	
09納税	<input checked="" type="checkbox"/>	2 【法人のみ対象】「法人税」及び「消費税込地方消費税」の納税証明書(そのほか) ※1 ※2 (法人設立直後でも発行可能)	

添付した申請書及び書類の
チェック欄に✓をしてください。

記入したファイルに名前を
付け、送信してください。

名前	更新日時	種類
00_送付0000000000.xlsx	2026/03/30 16:50	Microsoft Excel ワークシート
01_一覧0000000000.xlsx	2026/03/30 16:50	Microsoft Excel ワークシート
02_共通0000000000.xlsx	2026/03/30 16:50	Microsoft Excel ワークシート
03_C10000000000.xlsx	2026/03/30 16:50	Microsoft Excel ワークシート

1 埼玉県		チェックリスト	
会社名		事業所名	
県庁建設工事株式会社		浦和支店	
チェック欄	添付した申請書及び書類のチェック欄に✓印を付けてください。		
建設工事	<input checked="" type="checkbox"/>	書類名	
01	<input checked="" type="checkbox"/>	【個人事業者のみ対象】 1 市町村が発行する個人住民税の納税証明書 (「滞納がないこと」を証明するもの) ※1、※2、※3	
02	<input checked="" type="checkbox"/>	2 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2) 及び必要書類 ※4	
個人事業者の納税番号(9桁)	<input type="checkbox"/>		

※ 提出する書類がない場合は、共通書類のみ提出してください。
 ※ 個人事業者の場合で、県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への申告期限を迎えていない場合は、「事業開業報告書」の写しを提出してください。
 ※1 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。
 ※2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。
 ※3 発行日現在において「滞納額がないこと」を証明するものを提出してください。
 滞納の税額がない旨の納税証明書が発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書を提出してください。
 (県内に事業所を開設してから決算を経していない場合は、開業届等を提出してください。)
 ※4 県評価点の加点を希望する場合に必要な書類です。(県評価点については、別冊2 埼玉県のページ2番以降を確認してください。)
 県評価点の加点を希望しない場合や、様式D-2の確認リストにチェックが入る項目がない場合は提出不要です。
 なお、県評価点の加点対象となるのは、「①建設工事を今回初めて埼玉県に申請する」、「②建設業許可上